

西会津町消防小型動力ポンプ付 軽積載車仕様書

1 総 則

- (1) この仕様書は、西会津町（以下「甲」という）が令和8年度に購入する消防小型動力ポンプ付軽積載車の仕様を定めたものである。
- (2) 契約の範囲は、消防小型動力ポンプ付軽積載車を甲へ納入する請負者（以下「乙」という。）が小型動力ポンプ付軽積載車を設計、製作、納入、取扱説明並びに納入に必要な官公庁への諸手続き等、検収に至るまでの一切とする。
- (3) 本仕様書の車両は、小型動力ポンプ規格、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準、その他の関係法令と適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (4) この車両及び車両の装備品及び積載品はすべて新規格製品であること。
- (5) この車両の製作に先立ち、本仕様について協議を行い、細部事項の確認・協議のための打合せを行うこととする。また製作にあたり本仕様書に変更及び疑義を生じたときは、直ちに甲に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (6) 西会津町「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規程に該当する場合、売買契約又は仮契約を締結し、議会の議決により本契約をするものとする。

2 検 査 等

- (1) 車両の製作に先立ち、各車両の次の書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。
なお、記載されている部数は1台分である。
 - ① 製作工程表 2部
 - ② 製作承認図 2部
 - ア シャーシ主要緒元明細書
 - イ 艀装緒元明細書
 - ウ 艀装概要図（艀装三面図）
 - エ その他甲で指示するもの
 - ③ 改造自動車等審査結果通知書（申請書の写し）
- (2) 乙は、製作工程表に基き、次の検査を受けること。
 - ① 艀装中間検査（書類提出にて実施する。）
 - ア ポンプ取付及び艀装品取付完了時、塗装する前に実施する。
 - ② 完成検査（製作工場にて実施して写真を提出すること）

- (3) 納入時に性能、艤装及び付属品全般についての検査、説明を行うものとする。
- (4) 車両納入の際、次のものを各車両2部提出すること。
- ① 関係図書
 - ア 改造自動車等審査結果通知書（受理済の正本の写し）
 - イ 緊急自動車届出確認書
 - ② 取扱説明書
 - ア 車両取扱説明書
 - イ 主要資機材取扱説明書
- (5) 検査の結果、不適とされた箇所については速やかに改修し、再検査を行うものとする。
- (6) 乙は、甲と協議して納車後数日程度、車両及び資機材の取扱い保守整備についての使用者講習会を行うこと。（当該講習を行う架装メーカーはあらかじめ資料を作成しておくものとする）
- (7) 納期、納入場所及び数量は次のとおりとする。
- ① 納入期限：令和9年3月19日
 - ② 納入場所：西会津町役場
 - ③ 数量：2台

3 艤装

(1) シャーシ

この消防小型動力ポンプ付積載車に使用するシャーシは、660cc級のダブルキャブシャーシとし、オートマチック（4WD、寒冷地仕様）とし、次の付属装備を設けること。

- ① フォグランブ
- ② サイドバイザー
- ③ バックモニター
- ④ ドライブレコーダー

(2) 警音装置、照明装置、電装装置

- ① LED警光灯をキャビン中央に1個設ける。（標識灯一体型・モーターサイレン内蔵）
- ② 電子サイレン本体をダッシュバンコンソール内に設け、スピーカーはLED警光灯内部に2個設ける。（出力50W×2・マイク・音声合成機能付）
- ③ LEDサーチライトを後部へ設けること。

④ フロント（２個）及び後部（２個）にＬＥＤ点滅灯を保護枠付で４個設ける。

（３） ボディー及びキャビン

① 乗車定員は４名とする。

② 車両及び小型動力ポンプは専用の充電器を設けること。また、充電コネクタはマグネット式とする。

③ 小型動力ポンプの積載装置は、電動油圧昇降装置とし、地上高約２０ｃｍまで下ろすことが出来る装置であること。

④ 取付品、付属品は専用の取付部品を使用し、振動・左右の揺れ等で脱落しない構造とすること。また、後部へ６ｍ吸水管を渦巻き状に取付ること。

（４） スイッチ集合板 表示

① 灯火装置、機器装置、その他の各スイッチは運転席で操作出来るよう一箇所集中とし、また、メインスイッチ（マグネット式・ＡＣＣ連動）を設けること。

② 燃料補給口には、燃料の種類を表示すること。

③ 外部スイッチ類には、保護枠を設け、配線類はすべてネジ止めとし、配線の貫通部は漏水、防錆対策を充分施すこと。

（５） 塗装及び記入文字

① 車体は完全な防錆加工を施し、朱色の樹脂焼付塗装とする。

② １台目の貼付文字は、キャビン両側ドア（甲の指定する位置に前方から、金文字（黒影とり）で「西会津消防団第５分団第１部」とし、標識灯の前後に「第５分団」と黒色で貼付すること。

２台目の貼付文字は、キャビン両側ドア（甲の指定する位置に前方から、金文字（黒影とり）で「西会津消防団第２分団第１部」とし、標識灯の前後に「第２分団」と黒色で貼付すること。

また、どちらにも両側ドアに金線、白線で所用の線引きを施すこと。（唐草模様入）

4 補 則

- (1) 車庫証明書、自動車登録、緊急自動車届出確認証などの新規登録にかかる事務代行の諸経費は、乙の負担とすること。
ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル手数料は除くものとする（別途支払う）。
- (2) 各種装備品、付属品類は整然とボディ内に固定され、かつ容易に取り外しができること。
また、本仕様書に記載されていない事項であっても、性質上製作すべきと認められる事項は、乙の負担において施工するものとする。
- (3) 契約においては本仕様書を了承し、不明な点は甲に質し十分熟知の上契約するものとし、契約後の一切の疑義はすべて甲の解釈に従うものとする。
- (4) シャーシについての保証期間は、保証書に記載されている内容及び期間とする。
ただし、保証期間を過ぎても材質上、製造上の欠陥による故障が発生したときは無償修理とする。
- (5) 納入時における燃料は積載燃料タンクを満タンにすること。
- (6) 艀装にあたっては、この要領にもとづき設計の承認を得てから行うこと。
また、設計及び保安基準上に疑義のある場合は一方的な解釈によることなく、甲と協議の上製作すること。その他、艀装に対する保証期間は5年間とする。
ただし取扱い上不注意による破損や、消耗品等は除くものとする。
- (7) 小型動力ポンプ
 - ① 小型動力ポンプは、消火活動による酷使に十分耐え得るものであること。
また小型動力ポンプ規格検定受託品であること。
 - ② ポンプ本体の乾燥質量は100Kg以内とし、バッテリーが無い状態でもエンジン始動が容易に出来るものとする。
 - ③ B-3級・3気筒4ストロークエンジンもしくは2気筒2ストロークエンジン
・出力22kw以上・自動吸水装置・セルモーター付・無給油式真空ポンプ・オーバーヒート防止装置・冷却水還流装置・自動充電器・サーモバルブ付「同等品性能以上可」

付属品及び取付品（1台分）

NO	品名	規格	数量
1	吸水管	75mm×6m	1本
2	吸管ストレーナ	ポリ製	1個
3	吸管ちりよけかご	ポリ製	1個
4	吸管ロープ	10mm×15m	1本
5	低水位ストレーナ		1個
6	吸管枕木	ゴム製	1個
7	消火栓金具	中継用安全媒介金具	1個
8	消火栓開閉金具	地上式	1丁
9	防火水槽蓋開閉金具	地下式	1組
10	吸管バンド		2本
11	無反動管鎗		1本
12	管鎗	プロモデル・整流板入	1本
13	噴霧ノズル	NM-II	2個
14	鳶	グラスファイバー製	2丁
15	燃料缶	10L入	1個
16	金てこ		1丁
17	剣先スコップ		1丁
18	車輪止	ゴム製	1組
19	消火器	自動車用10型	1本
20	分岐管	65mm・2レバー	1個
21	ホース背負い器	2本入り・カバー付	1台
22	ホースブリッジ		1組
23	スタッドレスタイヤ	ホイール付・納品時装着	4本
24	タイヤチェーン	車両メーカー規格	1組
25	電動油圧昇降装置		1台
26	サーチライト	メタルハライドもしくはLED	1台
27	LED散光灯	標識灯一体型・モーターサイレン内蔵	1台
28	電子サイレン	マイク・音声合成機能付	1台
29	LED赤色点滅灯	（前面2個・後面2個）	4個
30	LED機関灯		1個
31	ポンプ用投光器	LED・三脚付	1組
32	充電器	車両用	1個
33	ポンプ用工具		1式
34	ブースターケーブル		1組
35	ポンプ用充電器		1個
36	消防団章		1個